

事 務 連 絡
平成23年3月14日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

外国の医師免許を有する者の医療行為の取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、外国の医師資格を有する者が我が国において医療活動を行うことに対する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対応するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

医師法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国内において医療行為を行うためには、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている（医師法第2条、第17条）。

しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする。